

富山市災害廃棄物処理計画(改定案) パブリックコメントにおけるご意見と市の考え方

「富山市災害廃棄物処理計画(改定案)」について、パブリックコメントを実施した結果、次のとおりご意見が寄せられましたので、それに対する市の考え方と併せて公表いたします。

意見募集期間:令和8年3月2日(月)～3月23日(月)

意見提出方法:郵送、直接持参、Eメール、電子申請サービス

意見者数:6人

意見数:6件

| ご意見（原文のとおり） | 市の考え方 |
|--|---|
| <p>阪神大震災を経験した被災者です。震災ごみは、到底想定し得るものではありません。どの程度までを想定し、それを超えた場合を考えておかなければ、被災者の不安は溜まる一方です。近隣自治体との協力関係などを事前に取り決め、早く行動することが大切だと思います。他の地域が被災した時の受入体制も重要だと思います。</p> | <p>発災時の災害廃棄物処理については、全国の8地域ブロックに設置される大規模災害時廃棄物対策協議会が中心となり、他自治体等との連携が取られることとなっており、本市は、大規模災害時廃棄物対策中部ブロック協議会の構成員となっております。発災時において、迅速な対応がとれるよう、当協議会と平時からの連携を密にし、支援・受援体制の構築を進めていくとともに、相互応援協定を締結している近隣自治体等とも連携を強化し、災害廃棄物処理体制の構築に努めてまいります。</p> |
| <p>かなり難しいとは思いますが先ずは災害発生に備えて日頃より役所が危険箇所を把握して個人所有で危険な建物等は所有者に通知し改善又は撤去等の対応が必要と思います。</p> | <p>本計画は、災害時に発生する廃棄物の処理について基本的な考え方や処理方策等を示すものであることから、危険な建物等の所有者への対応を具体的に示すことは困難ですが、災害時に倒壊した建物が廃棄物となり、廃棄物処理施設の処理を圧迫する可能性も考えられますので、いただいたご意見を担当課と共有してまいります。</p> |
| <p>富山県では、令和7年度末頃に災害廃棄物処理マニュアル（初動対応編）を策定すると聞いている。このマニュアルとも整合を図り、計画の改定を進めてほしい。</p> | <p>災害廃棄物処理におきましては、県と市町村が連携して対応することが重要であり、本市といたしましても、県のマニュアルとの整合性を確保するとともに、今後も県との連携を密にしながら、本計画の改定を行ってまいります。</p> |
| <p>公費解体において、富山市は他の自治体に比べて被災家屋の件数が少なかったこともあり、被災された方一人ひとりに寄り添った対応をされていたように感じました。一方で、どれだけ丁寧に対応しても、解体できる範囲には制度上の制約があるため、被災された方にとってはもどかしさが残ってしまうこともあると思います。被災家屋は本来、所有者が自ら解体する必要がありますが、今回は激甚災害であったことから補助金の対象となった、という前提を理解してもらうのは簡単ではないと感じました。今回の件数規模であれば、幹事会社を配置せず、現地調査のみを復興支援協会に依頼する運用でも進められそうだと思います。</p> | <p>ご意見のとおり、被災家屋の解体は、本来、所有者の責任において実施されるものであり、公費解体は、災害が激甚災害等の指定を受けた場合に国の補助対象となる制度です。また、解体できる範囲には制約があるため、公費解体の実施にあたっては、被災された方々に丁寧な説明を行うなど、寄り添った対応が必要であると考えております。運用体制につきましては、今回いただいたご意見を参考に、効率的かつ迅速な対応が可能となるよう、今後の災害時における実施体制の構築に活かしてまいります。</p> |
| <p>災害廃棄物処理の際は、大変お世話になりました。弊社としても災害廃棄物の受入は初めてことで、とても良い経験になりました。受入に関しては富山市様の方で業務の流れを作っていただいたので、大きな問題もなく、処理をすることができました。引き続き、よろしく願いいたします。</p> | <p>令和6年能登半島地震における災害廃棄物処理に対し、深く感謝申し上げます。本計画では、災害時における民間事業者等との連携体制の構築を重要な柱として位置づけており、引続き、平時からの協力関係の維持・強化に努めてまいりたいと考えております。今後とも、災害廃棄物処理における協力体制の充実を図ってまいりますので、引き続きご協力を賜りますようお願いいたします。</p> |
| <p>イタイイタイ病があった事忘れたのですか？ダメです</p> | <p>本計画は、地震等の災害時に発生する廃棄物の処理について基本的な考え方や処理方策等を示すものであり、イタイイタイ病等の公害への対応については、本計画の対象ではありません。</p> |